

議案第 2 1 6 号

大師公園の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

平成 2 3 年 1 1 月 2 8 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

管理を行わせる 公の施設の名称 及び所在地	指 定 管 理 者		指 定 期 間
	住 所	名称及び代表者名	
大師公園（水泳プ ール、大師こども 文化センター、大 師老人いこいの家 を除く） 川崎市川崎区大師 公園 1 番	川崎市中原区等 々力 3 番 12 号	財団法人川崎市公園緑地協会 理事長 碓 親二	平成 24 年 4 月 1 日 から 平成 29 年 3 月 31 日 まで

参考資料

財団法人川崎市公園緑地協会の概要

設　　立	昭和46年4月1日
資本の額	1億3,100万円
従業員数	正規職員48人、嘱託職員62人
目　　的	川崎市の公園緑地等に関する事業及び民有地の緑化に関する事業の発展振興に協力し、公園緑地の円滑な運営及び健全な利用の増進並びに市民の緑化意識の高揚を図ることによって、緑豊かな潤いと安らぎのある街づくりに寄与することを目的とする。
事業実績	(1) 指定管理事業（大師公園、緑化センター） (2) 公園・運動施設等の受託管理事業 （等々力陸上競技場、市営霊園、生田緑地ばら苑等） (3) 都市緑化推進事業 （事業所緑化、生垣づくり等に対する助成事業） (4) 都市緑化支援事業（ボランティア活動支援事業） (5) 公園施設の管理運営事業 （川崎国際生田緑地ゴルフ場、駐車場、売店等）